

2021年1月26日

三菱食品株式会社

このたび当社が加盟している国民生活産業・消費者団体連合会（生団連）が定めた「外国人の受入れに関する基本指針」に賛同し、三菱食品グループにおける基本指針を制定致しました。

三菱食品は、企業理念である「三綱領」の考えのもと、持続可能な社会を支える企業として、外国人を単に労働者としてではなく生活者として受入れ、人権尊重の理念に従い共生社会の構築を進めていくことを目的に「外国人の受入れに関する基本指針」をここに定めます。

外国人の受入れに関する基本指針

1. 自由意志と人権の尊重に基づく雇用関係の構築

当社は、外国人を雇用するにあたり、一人ひとりの自由な意志に基づく就労であることを確認し、その意志と人権尊重に基づいて雇用関係を構築し、それを維持していくことを約束します。

2. 国籍等による差別的扱いの禁止

- (1) 当社は、賃金について、差別的扱いはしません。
- (2) 当社は、教育・訓練の機会提供について、差別的扱いはしません。
- (3) 当社は、労働環境について、差別的扱いはしません。
- (4) 当社は、生活環境および福利厚生について、差別的扱いはしません。

3. 帯同家族への配慮

当社は、本人のみならず、帯同する家族の方々の生活環境にも最大限配慮します。

4. 共生社会の構築

当社は、外国人労働者もわが社事業を遂行する上での重要な一員であるという意識を持って協働すると同時に、その事業活動を通じて多様性のあるコミュニティの発展に努めて参ります。

参考：「外国人の受入れに関する基本指針」（生団連）

<https://www.seidanren.jp/wp-content/themes/seidanren Theme/past-data/33.pdf>